

狭あい道路拡幅整備事業 補助金一覧表

[令和6年9月以降に協議書を提出した場合]

【注意事項】●協議申請者が行った工事が対象となります。
●補助金一覧表で算出した額の合計額と実際に後退整備にかかった費用の合計を比較し、低い方の額を交付します。●補助金は1,000円未満が切り捨てとなるため、補助金の算定額が1,000円未満の場合、交付は行いませんので、ご了承ください。

後退用地等の整備※1

		A 道路状整備 (段差のない整備)	B 道路状整備 以外の整備
舗装(側溝移設なし)	舗装面積1㎡につき	13,000円	
舗装(側溝移設あり)	整備間口の長さ1mにつき	71,000円	
道路内の柵の移設	1件につき	202,000円	

※1 条例第9条第4項の規定による協議に基づくものを除きます。

支障物件の除去

塀、門柱及び門扉	見付面積1㎡につき	4,000円	—
樹木 (生垣を構成するもの及び 低木※2を除く)	1本につき	13,000円	
生け垣	1本につき	2,000円	
擁壁 (支える土の高さが 1メートルを超える部分)	見付面積1㎡につき	21,000円 (上限500,000円)	— (下法擁壁※3の場合のみ補助対象 とする。金額は左記と同じ。)

※2 低木とは地面との高さが1.2m未満のものです。

※3 下法擁壁とは道路の地盤面より低い位置にある擁壁のことです。

支障物件の移設又は築造※4

塀及び門柱	見付面積1㎡につき	18,000円	—
門扉	1組につき	123,000円	—
擁壁※5 (支える土の高さが 1メートルを超える部分)	見付面積1㎡につき	87,000円 (上限3,500,000円)	— (下法擁壁※3の場合のみ補助対象 とする。金額は左記と同じ。)

※4 後退線沿いに移設又は築造したもののみが対象です。

※5 間知ブロック練積み造、鉄筋コンクリート造など、安全が確保されている擁壁に限ります。

支障物件の除去又は移設

給排水管その他これに類するもの		要した費用	—
ガス管その他これに類するもの		(施工1件につき上限250,000円)	
電柱その他これに類するもの		要した費用	
		(施工1件につき上限900,000円)	

電柱移設奨励金(後退用地等を除いた敷地内に移設した場合)

電柱移設	移設した電柱1本につき	100,000円
------	-------------	----------

横浜市建築局企画部建築防災課(狭あい道路担当)

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 25階 TEL:045-671-4544 FAX:045-663-3255 令和6年9月発行